

告 示

埼玉県告示第二百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンドラッグ朝霞三原店

埼玉県朝霞市三原二丁目三百二十二番地五

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 埼玉県生活環境保全条例により、駐車場の管理者は、その駐車場の利用者に対して、アイドリング・ストップを実施するよう周知することとされています。荷捌き等の作業中におけるアイドリング禁止の指導と併せ、一般の駐車場利用者に対しても啓発看板等により、アイドリング・ストップの周知徹底をお願いします。

(2) 早朝や夜間における騒音については、特に近隣住民への配慮をお願いします。

(3) 当該地付近の道路は、朝霞第五小学校と朝霞第三中学校の通学路に当たります。児童生徒の登下校時間帯は車両の通行及び児童生徒の安全確保に配慮くださるようお願いいたします。

(4) 事業所のごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、廃棄物の減量に努め、許可業者に委託するなど適正に処理してください。

二 縦覧期間

平成二十八年二月二十六日から平成二十八年三月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター